

# A E D

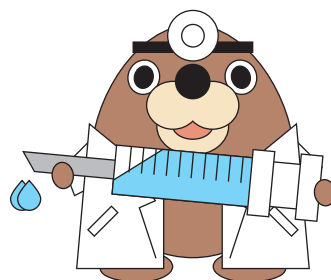
## 自動体外式除細動器

心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。

A E Dは、操作方法を音声ガイドしてくれる為、誰でも簡単に使用することができます。



### 当販売所設置の A E D (実物)



~~当販売所は人命救助を第一に考えて設置いたしました。~~

永

北海道新聞永山販売所

## AEDって何？

AEDは事故や病気などで心停止になり、ポンプ機能を果たさなくなった心臓に電気ショックを与え、正常な状態に戻す装置です。意識が無く呼吸していない状態であることを確認して使用します。

(反応のある方、自発呼吸がある方、脈が触知できる方には使用しないでください。)

操作方法はAEDから音声ガイダンスにより指示され、電気ショックが必要かどうかAEDが判断するので、高度な専門知識は必要ありません。

ただし、普段からAEDの操作方法を含む救命講習などを受講して、いざという時に備えることが望ましいと言えます。

## 何故 AED が必要なの？

突然の心停止をおこした尊い命を救うには、そばにいる人が一刻も早い除細動を行うことが必要だからです。突然の心停止の多くは、「心室細動」と呼ばれる心臓のけいれんによります。

心臓がけいれんすると、心臓のポンプ機能が失われるため、全身へ血液を送ることが出来なくなります。このけいれん状態(心室細動)から心臓を元の状態に戻すためには、「細動」を「除く」=除細動を電気ショックをかけることによって行うことが必要です。

ただし、心停止後、除細動を行うまでの時間が1分遅れる毎に、救命率は10%も低下し、5分が経過すると救命率は50%にまで下がります。

ところが、救急車が現場に到着するまでにかかる時間は、およそ6分といわれています。そのため、救急車が到着するまでに、近くにあるAEDを使用して、そばにいる人が、一刻も早い除細動を行うことが必要になるのです。

## AED の使い方



### STEP1

電源を入れます。AEDによっては、「引く」と書かれたハンドルを引いたり、フタを開けると電源が入るタイプのものもあります

### STEP2

パッド(電極)を貼ります。パッドを貼る位置は、パッドやパッドの入っている袋に書かれています。傷病者の胸をはだけ、裸になった胸に直接パッドを貼ります。傷病者の肌にしっかり密着させないと、AEDから電気が伝わりません。

### STEP3

AEDの音声ガイダンスに従い、ショックボタンを押します

パッドが貼られたことを機械が認知すると、AEDが心電図の解析を始めます※。

この時、正しい心電図解析のため、傷病者の身体に触れないようにしてください。

AEDがショックが必要と機械が判断すれば、ショックボタンを押すようAEDから音声メッセージが流れます。

※機種によっては「解析ボタン」を押す必要があるものもあります。AEDの音声メッセージに従ってください。このステップの後、傷病者の意識が戻らなければ、すぐさま引き続き心肺蘇生を行います。

## 注意事項

### ●アクセサリーは胸からよけるか、出来れば外します

アクセサリーにもし電気が流れると、皮膚を火傷する恐れがあります。しかし、火傷をしないことよりも心臓が動くことのほうが大事なので、アクセサリーを外すのに手間取るようであれば、電極パッドから遠い位置にずらす程度にとどめた方が良いでしょう。

### ●胸が濡れていたら、タオルなどで体を拭いてください

プールなどでの事故により、傷病者の体が濡れている場合は、タオルなどで水分を拭き取って下さい。地面が濡れていても、電極パッドが地面に触れていなければショックには影響しません。

### ●胸毛が多い人の場合、予備のパッドを使って※胸毛ごとはがして脱毛してから、新しい電極パッドを貼ります

胸毛が多いと電極パッドが密着せず、AEDからの正しく電気が流れません。

予備のパッドがある場合は、まずパッドを強く胸に押し付けて、その後、思い切りよく剥がし、胸の部分の脱毛をします。その後、脱毛された部分に新しい電極パッドを貼り付けて、AEDを使用して下さい。

※予備のパッドがあるかないかは、製品やAEDメーカーによります。

剥がす前に必ず確認することが望ましいでしょう

### ●ペースメーカーが埋め込まれている場合

ペースメーカーが埋め込まれている場合は、埋め込まれている場所から2～3cm以上離れた位置に、電極パッドを貼り付けます。

ペースメーカーが埋め込まれているかどうかは、胸にコブのような出っ張りがあるため、大抵わかります。

## 一般市民のAEDの使用について

「医師法」では、医師でないものが'医行為'(AEDを使うことも含まれる)を反復継続する意図をもって行えば、これに違反する、としています。しかし、平成16年7月に厚生労働省から、救命の現場に居合わせた一般市民がAEDを用いることには、一般的に反復継続性が認められず、同条違反にはならないものと考えられることが、各都道府県知事宛てに通知されています。

この他、AEDの使用についての詳しい情報は、厚生労働省のホームページにも掲載されていますのでご参照下さい。

**AED貸出申込用紙はこちらからダウンロードできます。**



AED 貸出申込用紙